

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

令和七年三月十八日

奈良県知事 山下 真

一 処分をした年月日

令和七年三月五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

西岡電工

大和高田市大字市場七九八―三 横井ビル二〇三

西岡敏伸

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全て

2 期間

令和七年三月十九日から同月二十二日までの四日間

四 処分の原因となった事実

西岡電工は、建設業法第三条第一項に規定する建設業の許可を受けることなく、同項ただし書の政令で定める軽微な建設工事以外の工事を請け負いました。

このことが、建設業法第二十八条第二項第二号に該当します。